

輸入増値税専用納付通知書による税額控除・還付手続きについて

すでに一部の地域（河北省・河南省・広東省・シンセン）では試行されている輸入貨物に係る引取り増値税の税額控除に関する手続き管理強化策を全国展開する通知「税関輸入増値税専用納付通知書の“先照合、後控除”管理弁法に関する通知」（2013年第31号公告）が2013年6月に交付され、2013年7月1日より施行されています。

1. 通知概要

増値税の一般納税人は、売上に係る増値税から仕入に係る増値税を控除し、その差額を納税することとされていますが、仕入に係る増値税の控除については、仕入に伴い取得した増値税専用発票を申告前に税務機関での認証手続きが必要とされています。

一方、輸入取引に係る増値税の控除は、従来は、輸入貨物の引き取りの際に取得する「税関輸入増値税専用納付通知書」（以下「税関納付書」という）を事前に税務機関で認証を行うことなく控除可能でしたが、今回の通知では、輸入取引に係る増値税書類についても税務機関での事前認証手続きを行うこととなりました。

2. 内容

(1) 認証申請

納税者は、税関納付通知書の発行日から180日以内に税務機関で認証を行わなければならないこととされており、当該期限内に認証手続きを実施していない場合には、輸入仕入増値税の控除又は還付は認められなくなります。

(2) 審査認証期間

税務機関は、上記認証申請があった場合には、税関のシステム上のデータと納税者が申請した税関納付書のデータを審査し、その審査期間は税関納付書の発行月から最長3か月以内に審査をしなければならないこととされています。

(3) 審査結果に異常があった場合

税務機関は、審査した結果、異常とされた場合、以下の手続きを行うこととされています。

① データ不一致又は枚数に不足があった場合

当該結果が生じた日から180日以内に、税関通知書の原本を主管税務機関に持参し、データの修正又は再審査を申請する。期限を過ぎた場合には、当該仕入れ増値税の控除はできません。

② 税関納付書の番号が重複していることが判明した場合

税務機関において再度審査を行い、審査の結果、税関納付書に記載されているデータ及び納税者が実際に輸入した貨物と一致している場合には、納税者は、税務機関から通知を受領した月の翌月における申告期限内に申告しなければならない。もし、当該申告期限内に申告しない場合には、当該仕入れ増値税の控除ができない。

③ 滞留している税関納付書

納税者はデータの再審査を申請する必要がなく、引き続き審査照合を受けることができます。なお、ここで言う滞留とは、税関システムにおいて期間の相違などにより、申請された税関納付書番号が一時的に照合されていないため、翌月以降に継続して認証手続きがされるものです。

(4) 施行日は、2013年7月1日となっています。

3. まとめ

輸入に係る増値税の税額控除については、従前は、国内仕入れと異なり申告前に発票の審査、認証を受ける必要がありませんでしたが、2013年7月1日からは税関納付書について当該納付書が発行されてから180日以内に税務機関で審査承認を受けなければならないとなりました。なお、当該期限内に認証を受けていない場合には、仕入れ増値税の控除又は還付を受けることができなくなります。

会社財務員が、当該手続きの変更を知らず従来通りの処理で税務機関への事前認証を経ないで税務申告を行った場合には、輸入に係る増値税は税額控除が認められず、税務上過少申告納税となりますので、十分留意してください。

以上、ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください（完）